木更津工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針並びに実施基準 令和2年2月19日 運営協議会承認

1. 趣旨・目的

本校では、幅広い教養を基本とし、国際的視野を持ち、自ら考え決断する判断力、自ら工夫し新しいものを造り出す創造力、自らの信念に基づき困難にも屈せず遂行する 実行力の三つの能力を備えた創造的エンジニアとしての人材の養成を目指している。 あわせて、健康な身体と精神、豊かな情操を培い、各専門の科学技術発展と成果の基礎 となる理論を十分に理解して、社会に貢献でき、広範囲に活躍する実践的技術者の育成 教育に努めている。

これを確実に実施するためには、教育、研究、地域連携等の継続的な点検・評価が不可欠であり、その結果を管理運営の改善に反映していくことが重要と考える。

そこで、本方針は学校教育法第 109 条第 1 項により、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行い、その結果を公表することが義務付けられていることにより、本校が実施する自己点検・評価の基本的な事項を定めるものである。

2. 取り纏め時期

高等専門学校は、自己点検・評価の措置に加え、当該学校の教育研究等の総合的な状況について、7年ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価(以下「認証評価」という。)を受けることが義務付けられている。(学校教育法第 109 条第 2 項、第 123 条及び学校教育法施行令第 40 条)

よって、評価項目の基準に準じ、毎年数項目について行い、5年間1サイクルとして 全項目の評価を行い、自己点検・評価を取り纏めるものとする。

3. 実施体制及び項目

点検・評価委員会が自己点検・評価の総括を行う。

点検・評価委員会は、5年間1サイクルとする全項目評価の実施計画を作成する。 実施計画については、高等専門学校機関別認証評価の「自己評価書」で定められている基準、視点及び観点の各項目を考慮して、自己点検・評価の項目を定める。

点検・評価委員会は、学内の関係委員会及び事務部に自己点検・評価を依頼し、各部 署は定められた各項目に基づいて自己評価書及び根拠資料を作成する。

ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの各ポリシーについての、内容検討と見直しについては、教務委員会で行う。

また、運営諮問会議、機関別認証評価、JABEE 認定審査等が行う外部評価結果についても、自己点検・評価委員会が取り纏め学校運営に反映する体制とする。

4. 自己点検・評価結果の公表

点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、本校における自己点検・評価 として取り纏め、本校は、その性質上開示に適さないものを除き、これを公表するもの とする。

5. 自己点検・評価に基づく改善

点検・評価委員会が中心となって、内部質保証システム(自己点検・評価の結果を自己改善に繋げるためのシステム)としてPDCAサイクルを運用し、本校の活動の改善を継続的に推進するものとする。